

平成 31 年 3 月 1 日

サノフィ健康保険組合  
理 事 長 坂 口 繁 子



### 任意継続被保険者の平成 31 年度 標準報酬月額公告について

平成 31 年 4 月 1 日からサノフィ健康保険組合の任意継続被保険者として適用する者にかかる平成 31 年度の標準報酬月額が下記のとおり決定しましたので、公告します。

1. 標準報酬月額：第 35 等級 650,000 円

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 650,000 円に満たないときは当該資格喪失時の標準報酬月額とする。

#### ※算出根拠

- (1) 健康保険法第 47 条第 1 項に定める当健康保険組合が管掌する全被保険者の前年 9 月 30 日における標準報酬月額を平均した額は 660,628 円である。
- (2) 前記 (1) の金額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額は第 35 等級 650,000 円となる。

2. 適用年月日及び期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日